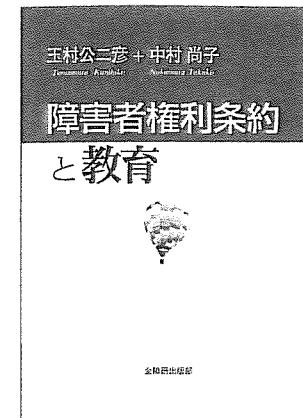


著 玉村公二彦・中村尚子



## 「障害者権利条約と教育」

清水貞夫  
(尚絅学院大学)

（訳）という用語です。条約は、直接及び間接の障害者差別の禁止を規定するだけでなく障害者と非障害者の実質的平等と機会均等の確保のために「合理的配慮」の用語を登場させているのです。そして、特に、教育保障にあたり障害者個人に必要な「合理的配慮」の提供が規定されるとともに、労働と雇用の保障のために職場で「合理的配慮」が提供される旨を規定しています。この「合理的配慮」は、先ずもって、その訳語が的確か否かの問題もあります。筆者などは、原語が「心づかい」を意味する「配慮」ではなく「条件整備」という語彙をもつと理解し、「理にかなった条件整備」と訳出しています。いずれにしろ「合理的配慮」をしないことが不作為の障害者差別になるという観点を条約は規定したということです。本書では、玉村氏が、教育条項で「合理的配慮」が登場した意義を押さえるとともに、中村氏が「合理的配

本書は、ニューヨークの国連にいく度となく出向いて、国連・障害者権利条約（「障害者の差別撤廃と社会参加を目的とする人権条約」）の草案審議過程を直接肌身で感じとつてきた玉村公二彦氏（奈良教育大学）と中村尚子氏（立正大学）の執筆によるものです。玉村氏が、障害者権利条約の成立の経過・構成・内容とともに、条約の教育条項（第24条）をいかに理解すべきかを執筆し、中村氏は、条約に署名はしたもの、未だ批准していない日本政府の条約に対する対応状況を報告しています。なお、条約の日本語訳について、政府仮訳があるものの、関係者がその訳文に対して「意図的誤訳」を含めて懸念を表していることを踏まえて、巻末で、荒川智氏（茨城大学）による主要用語の英仏西独対照と、政府仮訳に対する日本障害者協議会の意見（中村氏作成）が添付されています。

玉村氏は、条約の成立過程と内容を

慮」に対する政府動向と研究動向を紹介してくれています。

障害者権利条約は、「完全参加と平穡」を掲げた国際障害者年（1981年）以降の「障害者のための世界行動計画」（1982年）や「障害者のための機会均等化に関する基準規則」（1993年）を引き継いだ、障害者の人権と尊厳の確保にかかる包括的な国際条約です。そして、それは、今日における障害者の人権保障と差別禁止に関する世界的なコンセンサスを規定した文書といえます。そうした意味で、本書掲載の玉村及び中村等の論稿を手がかりにして条約全文を丁寧に読んで、いく必要があるでしょう。

障害者権利条約は2008年4月に発効しました。日本政府は、2007年9月に、114番目の署名国になりましたが未だ批准をしていません。現在、批准に向けた国内法の見直しと国内施策の点検が行われています。しかしながら

押さえながら、同条約の意義を3点指摘しています。一つは、障害者の視点で世界史的な人権保障を確実に強固なものにしようとする意義、二つに、障害者の人権保障の国際的到達点を示すことの意義です。これは、条約を読み解くときの観点といえます。そして、こうした条約全体の概括に続けて、玉村氏は、教育条項で規定されたインクルーシブ教育の確保について、「特別ニーズ教育を通常教育の中に吸収するという意味では必ずしもない」と述べ、「個々の子どもの障害の状況に合わせた合理的配慮を積極的に創造していく必要」を指摘しています。

ところで、平等性と非差別の原則条項（第5条）、教育条項、労働・雇用条項（第27条）で登場し、条約における重要概念となっているのが「合理的配慮（reasonable accommodation）」（政府仮

がら、本書での中村氏による指摘によれば、日本政府は「条約の内容水準と日本の現実の間に横たわるギャップを『条約解釈』で埋めようとする姿勢」をとっているということです。こうした状況の下で、私たちは、障害者基本法を部分改訂して新規に「合理的配慮」条項を盛り込めばいいというのではなく、応益負担を規定した障害者自立支援法の見直し、障害のある人の権利を確実に保障するための全面的な国内法制や施策の見直しと予算等の財政的裏づけを求める声をあげていく必要があるでしょう。そのために、条約の学習会を全国各地で開催することが求められているのではないかでしょうか？ そうした学習会での有益なテキストになるのが本書ではないかと考え、本書を強く推薦します。

（全国障害者問題研究会出版部  
価格 一〇五〇円）